

平成 22 年度第 20 回 税制調査会議事録

日 時：平成 22 年 12 月 10 日（金）16 時 15 分～

場 所：合同庁舎第 4 号館 11F 共用第 1 特別会議室

○五十嵐財務副大臣

ただいまから「税制調査会」を開催いたします。連日御苦勞様でございます。

本日は、「主要事項のとりまとめ案」、「要望項目等に関する最終整理案」について審議を行い、政府・与党社会保障改革検討本部決定について聴取をいたします。

（カメラ退室）

○五十嵐財務副大臣

それでは、議題に入ります。お手元に、平成 23 年度税制改正の主要事項のリストを配付しております。これらにつきましては昨日までの本会合での議論を踏まえ、会長・会長代行会合において具体案の整理を行っているところでございます。

また、お手元に主要事項のうち、納税環境整備及び市民公益税制についてとりまとめ案を配付いたしております。それ以外の項目につきましては会長・会長代行を中心に具体案の調整を行っているところですので、調整がつき次第、本会合にお示しすることとしたいと思っております。

この点について、会長から御発言がありますでしょうか。

○野田財務大臣

連日御苦勞様でございます。

主要事項については、全体会合における議論や党からの御提言も踏まえまして、会長・会長代行で随時打ち合わせを行い、調整作業を進めているところでございます。その中では、平成 23 年度税制改正は、経済活性化と財政健全化との両にらみ、格差是正、税の再分配機能の回復、税制抜本改革に向けた基本的方向との整合性の確保、これらを柱に取り組むべきとの方向で、これについてはコンセンサスを得ています。

主要事項のうち、所得税や相続税については、格差是正や再分配機能を回復する観点から、高所得者や資産家層に一定の負担をお願いする方向での見直しについて、政府税調、党 P T、ともにコンセンサスがあるものと認識をしています。

一方で、法人課税や地球温暖化対策のための税についてはなお調整中でありまして、法人課税については財源措置などを含め議論が行われているところであります。地球温暖化対策のための税については、使途や支援策など、細部の検討を進めているところでございます。

これらの主要事項については、来週にも企画委員会や全体会合に対して会長・会長代行として方向性をお示ししたいと考えています。本日のところは、既に P T で方向性が示されている市民公益税制、納税環境整備、要望項目等のとりまとめ案を御審議いただきたいと思います。

いずれにせよ、税制改正作業も大詰めを迎えております。来週のとりのまとめに向け、会長・会長代行が中心となって調整作業を、これは週末も含めて加速をしていきたいと考えておりますので、御理解と御協力をお願いしたいと思っております。

以上です。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。

それでは、納税環境整備、市民公益税制のとりまとめ案につきまして、尾立、逢坂両政務官に御説明をお願いいたします。

○尾立財務大臣政務官

それでは、お手元の資料「主要事項のとりまとめ案（国税）」について御説明させていただきます。

まず、市民公益税制につきましては「新しい公共」推進会議や新しい公共調査会の提案等を踏まえてとりまとめられた「市民公益税制 P T 報告書」の内容を税制改正大綱に盛り込むこととしたいと思っております。

主な内容としましては（参考）に記載しておりますとおり、所得税の税額控除制度の導入、認定 N P O 法人制度の見直しなどでございます。

次に、納税環境整備につきましては、先般の税制調査会において報告された「納税環境整備 P T 報告書」の内容を税制改正大綱に盛り込むこととしたいと思っております。

主な事項としましては、納税者権利憲章、税務調査手続、更正の請求、理由附記、国税不服審判所でございます。

また、制度の簡素化、課税の適正化の観点から、年金所得者の申告手続の簡素化、罰則の見直し、消費税について免税事業者の要件の見直しなどの措置を実施することとします。

なお、これらの項目に関する詳細な措置の内容は、後ほど御紹介いたします要望事項等の最終整理案の中に記載されておりますので、御覧いただければと思っております。

以上でございます。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。

逢坂政務官、お願いします。

○逢坂総務大臣政務官

それでは、地方税について御説明をいたします。地方税の資料は、国税の資料が何部かあるわけですが、その後ろの方に入っております。関税関係の資料の次でございます。少し探すのがしんどいかもかもしれませんが、御覧いただきたいと思っております。

市民公益税制、納税環境整備、いずれにつきましても国税と同様、それぞれの P T の報告書の内容を税制改正大綱に盛り込むこととしたいと考えております。

地方税は以上でございます。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。それでは、ただいま御説明のあったとりまとめ案について御質問があれば、どうぞ御発言ください。

峰崎参与、どうぞ。

○峰崎内閣官房参与

御苦労様でございました。

これは中身ではないんですが、市民公益税制のところ、市民団体の方々のお話を聞いたときに、実はいわゆる年末調整で、この税務手続を終えていただけないか。そのことによって、ある意味では寄附金文化を日本に根付かせていくために非常に重要なんだという御指摘をよく受けるんですけども、この点は勿論、この税調だけで決められる問題ではなくて、経済界・中小企業の皆さん方の御理解を得なければいけないんですが、もし何か接触されて、どんな反応があったかだけ少しお聞きしたいと思っているんです。

○五十嵐財務副大臣

尾立政務官、どうぞ。

○尾立財務大臣政務官

それでは、御報告いたします。

個人所得課税関係の最終整理案におきまして（他税目に共通するものを含む）というものがお手元でございますが、その最終ページ、14 ページに「検討事項（案）」ということで書かせていただいております。読み上げさせていただきます。

「○ 寄附金控除の年末調整対象化について、源泉徴収義務者の負担や不正行為防止の必要性を踏まえ、源泉徴収義務者等の意見を聴取しつつ、実務的・技術的な観点から実施可能であるかどうかを検討する」ということにさせていただきます。

○峰崎内閣官房参与

ありがとうございます。

○五十嵐財務副大臣

中野座長、どうぞ。

○中野民主党税制改正PT座長

納税環境整備で一言、御要望を申し上げたいと思います。

大改正、また納税環境整備については、随分と納税者の立場を考えていろいろな施策を講じることになりますが、恐らくこれによって税務当局、いわゆる現場の苦勞、そして事務量などはかなり大幅に増えるのではないかと思います。これは現場の皆さんの人員確保とか、処遇の問題とか、十分御配慮をいただきたいと思います。昨日は税理士のことを申し上げましたが、税務職員と現場の皆さんの御苦勞にも御配慮をいただきたいと思います。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。

篠原副大臣、どうぞ。

○篠原農林水産副大臣

市民公益税制についてですけれども、常にここに参加していないので分からないところがありますので、少し教えていただきたいんです。

かつての話なんです、寄附をした場合に所得税については免税措置がいろいろ認められていますけれども、1年遅れで来る個人住民税にはがばっとかかって、二度と寄附をするのが嫌だという感じになっていたのが多かったんですが、それが改められたような書きぶりになっておるんですけれども、そのところはどんな具合になっておるのでしょうか。

所得税、法人税の方は結構、寄附税制等が認められてきているんですが、住民税の方は人頭税とかそんな勝手なものは認めないというので赤い羽根とか何かの、それは都道府県自体に寄附する、市町村に寄附する以外、3つぐらいの例外を除いては一切、寄附控除を認めないというものでやってきたんですけれども、それでは寄附の文化が育たないので何とかしないといけないとずっと思っておったんですが、その点はどの程度改善されたのでしょうか。改善されたような感じにはなっておるんですけれども、少しよくわからないので教えていただきたいんです。

○五十嵐財務副大臣

逢坂政務官、どうぞ。

○逢坂総務大臣政務官

まず1つは、住民税が翌年の課税であるということは変わっておりませんので、次の年に税の通知が来るということは従前どおりでございます。

それから寄附の点につきましては、現在、条例で様々に認めればその寄附の対象団体になり得るという規定についてもこれまでと同様でございますので、その点から言いますと、副大臣の御指摘は余り大幅に改善されたということにはなっておらない。先般も伺いましたけれども、そういう状況と御理解いただければと思います。

多分、副大臣の御指摘は、今回の市民公益税制の話ではなくて。

○篠原農林水産副大臣

市民公益税制にも絡むわけです。すべて絡みます。

○五十嵐財務副大臣

どうぞ。

○尾立財務大臣政務官

御質問の件なんです、国税で40%、地方税で10%の税額控除で、ある一定の上限は設けていますけれども、セットで、トータルで50%の税額控除を認めるということでございます。

○五十嵐財務副大臣

どうぞ。

○篠原農林水産副大臣

来年、またゆっくり検討させていただきます。

○滝本総務省審議官

補足説明をさせていただいてよろしいでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

どうぞ。

○滝本総務省審議官

今、農林水産副大臣の方から御指摘がありましたけれども、かつては御指摘のように、赤い羽根と赤十字社と地方公共団体に対してしか寄附金控除は認められておらなかったんですが、平成20年度の改正で、国税の寄附金控除の対象になるもののうちから、自治体が条例で指定したものについては寄附金控除が認められるという制度に変わっておりますので、かなり対象範囲は広がっております。

○篠原農林水産副大臣

それでは、その点についてで、国が認めていて、地方の独自性というものをしょっちゅう、ここで片山大臣や逢坂さんからありますけれども、国税が認めているものを、それは自動的に認める必要はないと思いますが、また別途、地方自治体が認める。そのバランスとといいますか、例えば何%ぐらい、場所によって違うんでしょうけれども、認められる場合は今、どのぐらいに現実になっておりますでしょうか。

○滝本総務省審議官

今、どれぐらいというのは分かりませんが、所得税の対象となっております公益増進法人、社会福祉法人とか、その他もろもろございます。それから、認定NPO法人もございます。そうした所得税の対象になっているものの中から、これはやはり地方の自主的判断ということで、条例で指定をした場合に住民税の税額控除がなされるという制度に拡充を2～3年前にしたわけでございます。

所得税の対象になっているものの中から個別に団体数としてどれぐらい指定しているのか、今、手元に資料がないものですから、すみませんが、また後日お示しいたします。

○五十嵐財務副大臣

篠原副大臣、どうぞ。

○篠原農林水産副大臣

なぜ、これをしつこくお尋ねしているかといいますと、国は1つ、財務省とやればいいわけです。地方自治体はみんなに理解していただいて、全部条例の中に入れてもらわなくてはならないというのは、NPO法人などでこういうところからすると物すごい業務量になってしまうんです。これは何とか、今年は無理でも、徐々に改善していただいた方が私はいいのではないかと思います。意見として申し上げておきます。

○五十嵐財務副大臣

ほかにございますでしょうか。

それでは、ありがとうございます。納税環境整備及び市民公益税制につきまして、既にPTの報告を御了承いただき、また、これまでの本会合でも、その方向につきまして御了承をいただいたと存じておりますので、今日御説明をいただいた方向で大綱を起草したいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、要望項目等に関する最終整理案に移ります。

各府省からの要望項目につきましては、ほとんどの項目は2次査定案において調整が終了しており、調整が残っていた項目についても、その後、個別に調整を進めてまいりました。お手元の資料は、その調整結果を文章化したものでございます。

なお、外国税額控除制度の適正化につきましては、法人課税との関係で引き続き調整中であります。現時点ではPといたしております。

また、お手元には関税関係の最終整理案も配付しておりますので、御確認をいただきたいと思っております。

要望項目等の最終整理案につきましては、このような調整を経てきたものでございますので、基本的には御異論がないものと考えております。技術的な質問等があれば、事務的に調整をさせていただきたいと思っております。個別に事務的に御尋ねをいただいて、御回答をそれぞれいただくということにしたいと思っております。

なお、本日午前、パッケージ型インフラ海外展開関係大臣会合の決定事項がとりまとめられました。これを受け、お手元にありますとおり、国際協力銀行を日本政策金融公庫から分離することに伴う税制上の措置が追加要望として提出されております。これにつきましては、非課税措置等が講じられている日本政策金融公庫と同様の組織形態が維持されることを前提として、税制上も同様の措置を講ずることに特段の問題はないものと考えております。

特に御意見・質問のある方があれば、どうぞ、お手を挙げて御発言ください。

よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○五十嵐財務副大臣

それでは、ありがとうございます。お手元の資料に沿って大綱案を起草させていただきますので、よろしくお願いいたします。

次に、政府・与党社会保障改革検討本部決定につきまして議題を移らせていただきます。

先日、民主党の税と社会保障の抜本改革調査会より藤井会長にお越しいたいただき、中間整理について御報告をいただきました。つい先ほどですが、政府・与党社会保障改革検討本部が開催され、この中間整理等を踏まえ、今後の社会保障改革とその財源確保のための税制改革等に関する基本方針について本部決定がなされました。本日は、

政府・与党本部の事務局長である峰崎内閣官房参与より本部決定の内容について御報告をいただきます。

それでは、峰崎参与、お願いいたします。

○峰崎内閣官房参与

ありがとうございました。

お手元に、藤井会長の下で行われました資料と並んで、実は社会保障改革に関する有識者検討会の報告の概要版と本報告が載っております。時間もありませんので、これについては御覧になっていただきたいと思いますが、藤井会長の出された藤井チームの案とこの方向は、方向感覚としてほぼ一致しているというふうに申し上げていいであろうと思います。内容的には、ポンチ絵その他を御覧になっていただきたいと思います。もし何かありましたら、また私の方に御質問などをいただきたいと思います。

もう一点は「社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会中間整理（概要）」及び中間整理（案）ということで、これはこの中にもそのメンバーとして参加していただいた方がおられると思いますが、この点についても是非、後で御覧になっていただきたいと思います。

それらを踏まえまして、お手元に「社会保障改革の推進について（案）」とございますが、この（案）は取れました。先ほど 15 時 10 分に会合が終わりまして、政府・与党社会保障改革検討本部の決定となりました。以下、読み上げて皆様方に御報告をさせていただきます。

「社会保障改革の推進について

社会保障改革については、以下に掲げる基本方針に沿って行うものとする。

1. 社会保障改革に係る基本方針

- 少子高齢化が進む中、国民の安心を実現するためには、『社会保障の機能強化』とそれを支える『財政の健全化』を同時に達成することが不可欠であり、それが国民生活の安定や雇用・消費の拡大を通じて、経済成長につながっていく。
- このための改革の基本的方向については、民主党『税と社会保障の抜本改革調査会中間整理』や、『社会保障改革に関する有識者検討会報告～安心と活力への社会保障ビジョン～』において示されている。
- 政府・与党においては、それらの内容を尊重し、社会保障の安定・強化のための具体的な制度改革案とその必要財源を明らかにするとともに、必要財源の安定的確保と財政健全化を同時に達成するための税制改革について一体的に検討を進め、その実現に向けた工程表とあわせ、23年半ばまでに成案を得、国民的な合意を得た上でその実現を図る。

また、優先的に取り組むべき子ども子育て対策・若者支援対策として、子ども手当法案、子ども・子育て新システム法案（仮称）及び求職者支援法案（仮称）の早期提出に向け、検討を急ぐ。

○ 上記改革の実現のためには、立場を超えた幅広い議論の上に立った国民の理解と協力が必要であり、そのための場として、超党派による常設の会議を設置することも含め、素直に、かつ胸襟を開いて野党各党に社会保障改革のための協議を提案し、参加を呼び掛ける。

2. 社会保障・税に関わる番号制度について

○ 社会保障・税に関わる番号制度については、幅広く国民運動を展開し、国民にとって利便性の高い社会が実現できるように、国民の理解を得ながら推進することが重要である。

○ このための基本的方向については、社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会『中間整理』において示されており、今後、来年1月を目途に基本方針をとりまとめ、さらに国民的な議論を経て、来秋以降、可能な限り早期に関連法案を国会に提出できるよう取り組むものとする」。

以上でございますが、この点について、実は後ほど総理からそれぞれの各省に、これらの点についての追加的な要請事項があるというふうに聞いております。また、この内容について近々のうちに閣議決定をする。このことを官房長官が言明をされたということだけ追加して申し上げておきたいと思っております。

とりあえず、以上でございます。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございました。何かございますか。

それでは、税制調査会ではこの本部決定に基づき、今後、政府・与党内で連携しながら税制抜本改革の具体的内容について検討を行っていくこととし、その旨を来年度税制改正大綱に盛り込んでいくこととしたいと存じます。

本日の会議は以上で終わります。ありがとうございました。

次回は12月13日月曜日の税制調査会で、残りの主要項目についてとりまとめ案を審議することとしたいと思っております。

なお、記者会見は19時目途に財務省3階の記者会見室で行う予定でございますので、よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

[閉会]

(注)

本議事録は、毎回の審議後速やかな公表に努め、限られた時間内にとりまとめるため、速記録に基づき、内閣府、財務省及び総務省において作成した資料です。

内容には正確を期していますが、事後の修正の可能性があることをご承知おきください。